

食と農の総合戦略推進業務委託に関する仕様書

本仕様書は、奄美市(以下「甲」という。)が発注する「食と農の総合戦略推進業務」を受託する者(以下「乙」という。)の業務について、必要な事項を定めるものである。

1. 件名

食と農の総合戦略推進業務

2. 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

3. 提案上限額

金 2,000,000 円(消費税および地方消費税を含む)以内

4. 事業の目的

本市は令和7年度に食と農の総合戦略を策定した。本戦略を基に「食と農」の観点から未来志向で持続可能な「しあわせの島」の実現に向け、奄美独自の自然や歴史、文化と密接な関わりのある「食と農」を守り、育み、未来へ継承していくための取り組みを行う。

令和8年度は、市民が「食と農」へ触れる機会づくり等に取り組み、身近に感じる意識の向上につなげる。

5. 業務内容

本仕様書において委託する業務(以下「本業務」という)は「4.事業の目的」を踏まえ、次のとおりとし、実施にあたっては、必ず甲と協議の上行う。

- (1)市民が「食と農」へ触れる機会づくり
- (2)市民と生産者の「食と農」を通じた関係づくり
- (3)地域全体が「食と農」に触れる機会づくり
- (4)公募型プロポーザルで提案された取り組み

6. 実施計画書等の提出

(1)乙は、契約締結後遅滞なく、乙が提案した企画提案書を基に具体的な業務内容について、甲と協議の上、「実施計画書」(任意様式)を作成して甲に提出すること。

(2)甲は、必要がある場合は、乙に対して業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

7. 権利の帰属

本業務の成果に関する権利は、全て甲に帰属するものとする。

8. 成果物の提出

(1)乙は、委託業務完了後、本業務の実施内容を「実績報告書」(任意様式)として取りまとめ、甲に提出するとともに、当該報告書の電子データを甲に提出し、甲の検査を受けること。

(2)実績報告書は写真やグラフ等も使用し、本業務の具体的な成果内容としてまとめること。

9. その他

(1)本業務の実施にあたっては、業務内容を十分に理解し、甲と連絡を密に取りながら誠実に履行すること。

(2)乙は、本業務の実施の際に、知り得た個人情報 は適正に管理し、決して漏洩、不正使用を行わないこと。
本契約終了後も同様とする。

(3)仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、甲と十分に協議の上、その指示に従うこと。

(4)本仕様書記載の業務内容については変更することがある。